国庫
単独

雲南市水道工事（業務）仕様書
縦覧用

課長	照合者

事業名		令和2年度 山王寺本郷地区水道整備事業		
工事又は業務名		山王寺本郷地区配水管詳細設計業務		
道川名・施設名				
査定番号・工事番号		2020E001	施工位置	雲南市大東町山王寺地内
入札・契約の方法及び条件	契約方法	別に指示	入札（見積）場所	別に指示
	入札（見積）日時	別に指示		
	入札保証金	別に指示	契約保証金	別に指示
	前金払	別に指示	最低制限価格	別に指示
	部分払	別に指示	その他の条件	別に指示
	工事完成期限	別に指示	現場説明	別に指示
公告	文書番号	別に指示	公告日	別に指示

契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額(円)
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	請負者住所氏名				

監督職員	総括監督員	主任監督員	監督員

記事

本件は、雲南市契約規則及び雲南市入札執行要領の定めるところにより執行する。

・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の１１０分の１００に相当する金額とする。
　この場合、10%に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

・落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

・契約締結後、速やかに監督職員と協議を行う。

・工事の施工については、下記の標準仕様書及び共通仕様書を適用する。
(1) 水道工事標準仕様書　・・・日本水道協会
(2) 水道施設工事共通仕様書　・・・島根県水道協会
(3) 土木工事共通仕様書　・・・島根県土木部
(4) 建築工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会
(5) 電気設備工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会
(6) 機械設備工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会

・標準仕様書および共通仕様書の補足事項並びに特殊工事の仕様は、特記仕様書の定めるところによる。

・特記仕様書に記載された事項は、標準仕様書および共通仕様書に優先する。

・工事の施工にあたっては、上記仕様書によるほか、下記管理基準等によらなければならない。
(1) 工事記録写真撮影要綱　・・・日本水道協会
(2) 工事完成図作成要綱　・・・日本水道協会
(3) 土木工事出来高管理基準　・・・島根県土木部
(4) 島根県舗装工事品質及び出来高管理細目・・・島根県土木部
(5) 生コンクリート設計並びに取扱基準　・・・島根県土木部
(6) コンクリートブロック設計積算管理基準・・・島根県土木部
(7) 建築工事施工管理指針　・・・（社）営繕協会
(8) 配水管等工事写真管理要領　・・・雲南市水道局
(9) 水道工事施工管理基準　・・・雲南市水道局

・着工前には必ず現地測量、試掘等の調査を行うこと。

・資材の発注については、監督員に使用資材の承認を受けたあとにすること。

・残材料の買取は原則行わない。

・仕様に関して質問があれば入札日の前日午前12時までに、書面で提出すること。

国庫
単独

雲南市水道工事（業務）仕様書
監督用

	受領印

事業名		令和2年度 山王寺本郷地区水道整備事業		
工事又は業務名		山王寺本郷地区配水管詳細設計業務		
道川名・施設名				
査定番号・工事番号		2020E001	施工位置	雲南市大東町山王寺地内
入札・契約の方法及び条件	契約方法	別に指示	入札（見積）場所	別に指示
	入札（見積）日時	別に指示		
	入札保証金	別に指示	契約保証金	別に指示
	前金払	別に指示	最低制限価格	別に指示
	部分払	別に指示	その他の条件	別に指示
	工事完成期限	別に指示	現場説明	別に指示
公告	文書番号	別に指示	公告日	別に指示

契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額(円)
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	請負者住所氏名				

監督職員	総括監督員	主任監督員	監督員

記事

本件は、雲南市契約規則及び雲南市入札執行要領の定めるところにより執行する。

・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の１１０分の１００に相当する金額とする。
この場合、10%に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

・落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

・契約締結後、速やかに監督職員と協議を行う。

・工事の施工については、下記の標準仕様書及び共通仕様書を適用する。
(1) 水道工事標準仕様書　・・・日本水道協会
(2) 水道施設工事共通仕様書　・・・島根県水道協会
(3) 土木工事共通仕様書　・・・島根県土木部
(4) 建築工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会
(5) 電気設備工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会
(6) 機械設備工事共通仕様書　・・・（社）営繕協会

・標準仕様書および共通仕様書の補足事項並びに特殊工事の仕様は、特記仕様書の定めるところによる。

・特記仕様書に記載された事項は、標準仕様書および共通仕様書に優先する。

・工事の施工にあたっては、上記仕様書によるほか、下記管理基準等によらなければならない。
(1) 工事記録写真撮影要綱　・・・日本水道協会
(2) 工事完成図作成要綱　・・・日本水道協会
(3) 土木工事出来高管理基準　・・・島根県土木部
(4) 島根県舗装工事品質及び出来高管理細目・・・島根県土木部
(5) 生コンクリート設計並びに取扱基準　・・・島根県土木部
(6) コンクリートブロック設計積算管理基準・・・島根県土木部
(7) 建築工事施工管理指針　・・・（社）営繕協会
(8) 配水管等工事写真管理要領　・・・雲南市水道局
(9) 水道工事施工管理基準　・・・雲南市水道局

・着工前には必ず現地測量、試掘等の調査を行うこと。

・資材の発注については、監督員に使用資材の承認を受けたあとにすること。

・残材料の買取は原則行わない。

・仕様に関して質問があれば入札日の前日午前12時までに、書面で提出すること。